

「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた 新たな組織と働き方」に対する申し入れ

申1号の団体交渉を開催する! 10/28

申25号での団体交渉を終えて、さらなる改善を求めてきた申1号では、①組織の見直し、②人事・賃金制度の見直しについての改善を求めてきました。

廃止される手当の激減の緩和措置や 公平・公正な能力昇給の実施を求める

- <組合>** 地域額の45,000円と10,000円の格差は、社員感情からも納得できない。改善を強く求める。
- <会社>** 社員の生活の本拠が属する地域の基本的な生計費などを、加味して支給していく。
- <組合>** 配偶者にも引き続き扶養手当を支給すること。
- <会社>** 共働きが多くなり、配偶者手当の見直しに関する国の動向や、社会的な要請などを勘案し、子ども手当を新設した。
- <組合>** ボーナスでの都市手当に対する経過措置を求める。
- <会社>** 仕事や役割に対する賃金である能力昇給、マネジメント手当及び業務手当を役割遂行賃金と位置付けたので、経過措置はない。
- <組合>** 能力昇給の区分指定は区分6を基準とすること。
- <会社>** 社員の能力伸長を昇給にきめ細かく反映し、その成長を後押しするために能力昇給とした。

働き方が大きく変わるなかで 賃金・手当の改善を強く求める!